

松江市立城北小学校PTA会則

松江市立城北小学校のPTA会則を次のとおり定める。

(名称)

第1条 本会は、松江市立城北小学校PTAと称する。

(目的・事業)

第2条 本会は、教育の振興充実と児童福祉の増進に努めるとともに、会員相互の研修、親睦を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 学校・社会・家庭の教育環境の充実
- ② 会員の研修・親睦
- ③ 児童福祉の増進
- ④ その他教育振興上必要なこと

(会員・組織)

第4条 本会は、児童の保護者と教員をもって組織する。

第5条 本会に学年別、学級別、地区別のPTAをおく。細則は別に定める。

第6条 本会に次の専門部をおき、細則は別に定める。

[研修部・環境部・広報部・安全部]

(機関)

第7条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 6名
- ③ 監事 2名
- ④ 常任委員 若干名

2 前項の外顧問・相談役をおくことができる。

3 常任委員は、学年部委員長並びに会長が指名する者及び主任教諭の内校長の選任する者とする。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括して会議の議長となる。
- ② 副会長は専門部長を兼務し会長を補佐する。会長に事故あるときはその代理となる。
- ③ 監事は、本会の会計を監査する。
- ④ 常任委員は、本会の会務を分掌して処理する。

第9条 役員は次の方法によって選出し任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。任期満了後といえども後任

者決定までは引続きその任にあたる。

- ① 会長、副会長、監事は常任委員会において選出し、総会において承認する。
- ② 常任委員及び顧問・相談役は会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び常任委員会とし会長が招集する。

2 総会は本会の最高議決機関であり、年1回定期的に開催し重要事項を審議する。必要ある場合は臨時に開催することができる。なお総会には議長をおくことができる。

3 常任委員会は、会長、副会長、常任委員で構成し、次の総会までの代行機関として必要に応じ開催する。

4 会議の議決は出席者の多数決による。

(会計)

第11条 本会の経費は会費並びに寄付金、事業益金をもってあてる。

第12条 本会の会費は月額500円とする。

2 特別の事情のある者は会費を減免することができる。

3 本会の会費は毎月納めるものとする。

第13条 本会の予算、決算は総会の承認を得るものとする。

第14条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、松江市立城北小学校におく。

2 事務局には、事務局長及び事務局員をおく。

3 事務局長は、教頭をもってあてる。

(付則)

第16条 会則は総会の承認を得なければ変更できない。

第17条 この会則に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は常任委員会において定める。

本会則は、昭和46年4月1日から施行する。

改正経過（昭和47年4月1日、昭和49年4月1日、昭和51年4月1日、昭和57年4月24日、昭和62年4月1日、平成3年4月27日、平成7年5月2日、平成8年11月1日、平成10年4月26日、平成14年5月19日、平成15年4月1日、平成16年5月19日、平成18年5月17日、平成19年5月18日）令和5年4月1日）

組 織 細 則 （会則第5条関係）

第1条 この細則は、松江市立城北小学校PTA会則第5条に基づいて定める。

（学級PTA）

第2条 学級ごとにPTAをおく。学級PTAは、その学級に在籍する児童の保護者と学級担任教員をもって組織する。

2 学級PTAには次の役員をおく。

- ① 学級委員 1名
- ② 学級専門委員 4名

3 委員は学級ごとに選出し、学級PTAの運営にあたり、専門委員は本会のいずれかの専門部に所属し活動を行う。

（学年部PTA）

第3条 学年ごとにPTAをおく。学年部PTAは、その学年に在籍する児童の保護者と学年担任教員をもって組織する。

2 学年部PTAに次の役員をおく

- ① 学年部委員長 1名

3 学年部委員長は、学級委員の互選により選出する。

（地区PTA）

第4条 地区ごとにPTAをおく。地区PTAは、その地区に居住する児童の保護者をもって組織する。

2 地区の範囲は、常任委員会において定める。

3 地区PTAに次の役員をおく。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名

4 委員長は会員の互選によって選出し、地区PTAの運営にあたる。

5 地区PTAの会議は総会及び委員会とし、委員長が招集する。

（付 則）

第5条 この細則に定めのない事項は、常任委員会で協議決定する。

2 この細則の改廃は、常任委員会で行う。

この細則は昭和57年4月24日から施行する。

改正経過（平成3年5月24日、平成7年4月21日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成19年5月18日、令和5年4月1日）

組 織 細 則 （会則第6条関係）

第1条 この細則は、松江市立城北小学校PTA会則第6条に基づいて定める。

（分 掌）

第2条 専門部の分掌は次のとおりとする。

- ① 研修部 各研修の企画及び各研修会への参加
- ② 環境部 教育環境の改善に関わる活動
- ③ 広報部 広報の作成及び発行
- ④ 安全部 児童の安全を守る活動

※通称は各部で呼びやすい名称に変更することができる。

（専門部の委員）

第3条 各専門部は、各学級から選出された委員をもって構成する。部長はPTA副会長が兼任する。

（専門部会）

第4条 各専門部は、随時部会を開催し、事業の企画立案、執行について協議を行い活動する。

（付 則）

第5条 この細則に定めのない事項は、常任委員会において協議する。

この細則は昭和57年4月24日から施行する。

改正経過（平成3年5月24日、平成7年4月21日、平成14年4月1日、平成19年5月18日、平成25年5月17日、令和5年4月1日）